

住友電工グループ税務方針

① 基本方針

住友電工グループは、「住友事業精神」、「住友電工グループ経営理念」、「住友電工グループ行動規範」に基づき、公正な事業活動を実現するため、各国・地域の税務関連法規及び国際ルール遵守に努めるとともに、納税は企業の義務だと考え、適切な納税を通じて社会に貢献することに努めています。

住友電工グループは、中長期的な企業価値向上の実現に向けて、コンプライアンス/リスクマネジメント体制の強化を図ります。

② 税務ガバナンス/税務プランニング体制

住友電工グループでは、税務に係る専門部署を設置し、業務を遂行しています。これらの業務はすべて、住友電工の経理担当取締役の責任のもとで実行されます。また、社員に対する定期的な研修を通じて、社内の税務コンプライアンスの向上を目指しています。

住友電工グループでは、通常の事業活動の範囲内で各国の優遇措置を活用し、事業実態に沿わない意図的な租税回避行為は実施いたしません。

③ 税務リスク管理体制

住友電工グループでは、税務リスクの管理が必要不可欠であると考え、必要に応じて事前に外部の専門家や税務当局への相談を行う等、税務リスクを最小限に抑えるよう努めています。

国外関連者との取引について、OECD移転価格ガイドラインに従った独立企業間価格に基づき、国外関連者の機能および事業リスクを勘案したうえで適切な利益配分を行います。

租税回避を目的とした事業実態に沿わない低税率国への進出は行いません。仮にタックスヘイブン対策税制の対象となる場合には適切に申告納税を行います。

④ 税務当局との関係

住友電工グループでは、各国の税務当局の要請に真摯に対応し、良好な関係を構築すると共に、事業実態を無視した不合理な課税が発生しないように努めます。意見の相違が発生した場合には、相違の解消に向けて対話を行います。

以 上